

# 市役所からの お知らせ

## 国民年金

### 第1号被保険者への 独自給付をご存知ですか

#### ▼死亡一時金

第1号被保険者として保険料を3年以上納めた方が、何の年金も受けずに死亡した場合、生計を同じくしていた遺族（配偶者、子など）に支給されます。ただし、その遺族が遺族基礎年金を受けられるときは支給されません。

金額は、保険料を納めた期間に応じて、12万円～32万円になります。また、付加保険料を納めた月数が3年以上ある場合は、8500円が加

算されます。

#### ▼遺族基礎年金

遺族基礎年金は、次のいずれかの方が亡くなられたときに、その方によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に支給されます。

①国民年金の被保険者

②国民年金の被保険者であった方で、日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の方

③老齢基礎年金の受給権者または受給資格期間を満たしている方

※①②の場合は、死亡月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除期間（納付猶予期間・学生納付特例期間を含む）を合わせた期間が3分の2以上の方を対象とします。または、死亡月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がない場合でも受給できます。

遺族基礎年金の額は、子のある配偶者が受ける場合、基本額（77万7800円）に子の加算額（1人目と2人目はそれぞれ22万3800円、3人目以降は1人につき7万4600円）を加えた額です。

なお、子とは18歳到達年度の末日までの子、または20歳未満で障がい等級が1級もしくは2級の状態にある子をいいます。

#### ▼寡婦年金

国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間を含む）が10年以上ある夫が亡くなった場合に、10年以上婚姻関係が継続しており、夫によって生計を維持されていた妻に支給されます。

支給期間は60歳から65歳までの間で、夫の第1号被保険者期間に基づいて計算された老齢基礎年金額の4分の3です。

ただし、死亡した夫が老齢基礎年金を受けていた、障害基礎年金を受けていた、または妻自身が老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている場合、寡婦年金は支給されません。

なお、寡婦年金と死亡一時金の両方を受けられる場合、どちらか一方を選択して受給することとなります。  
**問合先** 市民課 ☎(275) 6241 または堺西年金事務所 ☎(243) 7900

## 国民健康保険

### 保険料の納付には口座振替を

国民健康保険料の納付は、納め忘れないように、指定した口座から自動的に月々の保険料が引き落とされる口座振替が便利です。

口座振替を利用していない方は、キャッシュカードを持って健康づくり課で手続きをしていただくか、通帳・通帳届出印・保険証を持って、指定の金融機関、郵便局、ゆうちょ銀行の各窓口で手続きを行ってください。

#### 問合先 健康づくり課

☎(275) 6374

## 後期高齢者医療

7月から普通徴収（口座振替や納付書による納付）が始まります

後期高齢者医療保険では、普通徴収分については暫定保険料がないため、4月から6月の間は口座振替や

納付書による納付はありません。ただし、過年度分に対する保険料については納付書を送付します。(過年度分の口座振替は不可)

7月中旬に今年度の保険料決定通知等を送付しますが、普通徴収だけの方は、年間保険料を7月から翌年3月までの9回で納付いただくこととなります。

問合先 健康づくり課

☎(275) 6392

## 税

### 固定資産税・都市計画税の納税通知書をご確認ください

本年1月1日現在で市内に土地・家屋・償却資産を所有している方に、令和4年度の固定資産税・都市計画税の納税通知書を5月初旬に送付します。なお、免税点未満(課税標準額で土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円未満)の場合には送付されません。

また、納税通知書の固定資産課税明細書には、土地一筆、家屋一棟単位でそれぞれ所在地番、面積、税額等を記載していますので、内容に誤

りがないかご確認ください。

納税通知書についてご不明な点等があればお問い合わせください。

問合先 税務課 ☎(275) 6109

### 自賠責保険・共済なしでの運行は法令違反です!

自賠責保険・共済は自動車損害賠償保障法に基づき、原動機付自転車を含む全ての自動車1台ごとに加わることが義務づけられています。万一の自動車事故の際に、加害者の賠償責任を担保することで被害者の基本的な賠償を保障する制度であり、被害者の救済を目的としています。

四輪車はもちろん、車検制度のない250cc以下のバイク(原動機付自転車・軽二輪自動車)は有効期限切れ、かけ忘れにご注意ください。※市役所で自賠責保険等の加入手続きはできません。自賠責保険等の各取扱代理店で加入手続きを行うてください。

問合先 税務課

☎(275) 6097

### 固定資産税等の減免

自ら住んでいる自己居住用資産(土地・家屋)を所有している方のうち、次の条件をすべて満たす方は申請により当該資産の固定資産税・都市計画税の2分の1が減額される場合があります。

- ① 1月1日現在で、所有者が寡婦、ひとり親、特別障がい者、または65歳以上のいずれかであること
  - ② 所有者及び所有者と生計を一にするすべての方の、前年中の所得金額が所定の範囲内であること
  - ③ 所有者が自己居住用資産以外の固定資産を所有していないこと
  - ④ 固定資産税と都市計画税の合計年税額が5万円以下であること
  - ⑤ 自己居住用家屋の延床面積が70㎡以下であること
- ※申請は第1期納期限までに行ってください。

申請・問合先 税務課

☎(275) 6109

## 固定資産税・都市計画税・軽自動車税・自動車税の(種別割)

納期限は、

**5月31日** 火

固定資産税……………1期分  
都市計画税……………1期分  
軽自動車税……………全期分

問合先 税務課 ☎(275) 6094

自動車税

問合先

府自動車税コールセンター  
☎0570-020156

納税通知書に記載の金融機関またはコンビニエンスストア等で納めてください

## 各種

### 特定健診特別金利定期貯金の

#### ご案内

J A いずみのとの協働事業で、期間中に特定健診等を受診し、スーパー定期貯金（10万円～100万円）を新規で預けると年0・05%の金利が適用されます。

**期間** 令和5年3月31日まで

**対象** 高石市・和泉市・泉大津市・岸和田市・忠岡町いずれかの国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入する40歳以上の方

詳しくは、J A いずみの店頭の商品概要説明書またはJ A ホームページ <http://www.ja-zumino.or.jp> をご覧いただくか、お近くの各支店へお問い合わせください。

### 5月18日に市内の

#### 防災行政無線のスピーカーから放送が流れます

地震や津波、武力攻撃などの発生時に備え、全国一斉情報伝達訓練を行います。これは、全国瞬時警報シ

ステム（Jアラート）を用いた訓練で、高石市以外の全国の地域でも同様の訓練が行われます。

**放送時間** 午前11時頃

**問合せ先** 危機管理課

☎ (275) 6245

### 特別障害者手当・障害児福祉手当について

#### ▼特別障害者手当

**対象** 日常生活で常に特別な介護が必要な在宅の重度障がい者で20歳以上の方（福祉施設入所者と一定期間病院に入院している方を除く）

**支給額** 月額2万7300円（2月・5月・8月・11月に支給）

#### ▼障害児福祉手当

**対象** 日常生活で常に特別な介護が必要な在宅の重度障がい児で20歳未満の方（福祉施設入所者を除く）

**支給額** 月額1万4850円（2月・5月・8月・11月に支給）

※いずれの手当も所得制限がありません。また、申請には各手当認定用の診断書が必要です。

**問合せ先** 高齢・障がい福祉課

☎ (275) 6294

### 支援教育の取組み

市内の公立幼小中学校園では、支援を必要とする子どもが自らの可能性を最大限に伸ばし、主体的に社会参加・自立する人間の育成をねらいとした支援教育の充実に取り組んでいます。各学校園の協力的体制のもと、支援学級に在籍する障がいのある子どもだけでなく、通常の学級に在籍する支援を必要とする子どもについても、一人ひとりの教育的ニーズの状況等を的確に把握、課題を明確にし、個々の障がいの状況に応じた適切な指導や支援を行っています。

また、通級指導教室を設置し、言語やコミュニケーションに課題のある児童・生徒への支援も進めるとともに、各学校園の支援教育にかかる指導の充実を図るため、専門家等による巡回相談も実施しています。

市では引き続き、すべての子どもの豊かな人間形成をめざして、ともに学び、支え合い、生きる力を育む教育の充実に取り組みます。

**問合せ先** 学校教育課

☎ (275) 6434

### マイナンバーカードの時間外交付について

交付通知書（はがき）を受け取られた方で、業務時間中に窓口に来ることができない方は、次の日程でマイナンバーカード（個人番号カード）を受け取ることができます。

**日時** 5月29日（日）午前9時～正午

**場所** 市役所（本館1階）

※マイナンバーカードの交付以外のお手続きはできません。

**問合せ先** 市民課 ☎ (275) 6212



国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している35歳以上の方へ

年に1回の特定健診を受診しましょう！

▼個別健診

期間 6月1日～令和5年3月31日  
 (後期高齢者健診受診券は届いた日から)

場所 府内指定医療機関

▼集団健診

時間 午前9時～11時30分  
 内容 特定健診・肝炎ウイルス検診  
 申込 いずれも当日直接会場へ(40歳以上の方は、市ホームページで事前予約)

健診日	会場
5月29日(日)	市役所(別館)
6月8日(水)	総合保健センター
7月7日(木)	総合保健センター
9月9日(金)	総合保健センター
10月16日(日)	総合保健センター
10月26日(水)	総合保健センター
10月27日(木)	アプラたかいし
11月1日(火)	総合保健センター
1月29日(日)	市役所(別館)
2月20日(月)	総合保健センター

■集団・個別共通内容

検査項目 問診、診察、身体計測、血圧、尿検査、血液検査

費用 特定健診は無料(がん検診・肝炎ウイルス検診は各500円。ただし、40歳の方に限り、肝炎ウイルス検診は無料)

持ち物 保険証・40歳以上の方は、国民健康保険特定健診受診券(または後期高齢者健診受診券)と前年度の健診結果(お持ちの方のみ)

▼TAKAISHI健診JAM(特定健診と健幸づくりイベントを同時開催)

時間 午前9時30分～午後1時  
 申込 当日直接会場へ  
 問合先 健幸づくり課  
 ☎(275)6374

健診日	会場
6月28日(火)	とろしプラザ
11月23日(水)	アプラたかいし
3月21日(火)	アプラたかいし

悪質電話による被害・詐欺を防ぐために  
**悪質電話防止装置の購入費の助成を実施します**

近年、悪質電話等による消費者被害・詐欺被害が増加しています。その対策の一環として、市では以下の取組を実施します。申請方法は市HPまたは経済課までお問い合わせください。

■特殊詐欺対策機器購入費の助成

対象となる特殊詐欺対策機器を購入された方へ、購入費用に対する補助金を交付します。

**対象** 市内在住の65歳以上の方等が居住する世帯(1世帯につき1回のみ申請可能)

**助成額** 購入金額分(上限10,000円)  
 ※補助金額は100円未満切り捨て。

**対象機器** (公財)全国防犯協会連合会の推奨する優良防犯電話推奨品(スマートフォン、携帯電話を除く)で購入から4か月以内の機器

※機器購入・お申込みの前に、経済課までご相談ください。  
**申込** 経済課



▲防犯機能付き電話機

問合先 経済課 ☎(275)6149

## 雨水貯留タンクの 購入費用を一部助成

雨水貯留タンクは、集中豪雨時の急激な雨水流出を抑え、浸水被害を緩和します。貯留された雨水は、庭木への散水（節水効果）や打ち水（ヒートアイランド対策）として利用できるほか、災害時には飲用水以外の生活用水として利用できます。雨水貯留タンクの設置をお考えの方は、購入前に上下水道課へご相談ください。

**対象** 市内に住宅を所有し、1基あたりの容量が80ℓ以上の雨水貯留タンクを購入されて6か月以内の方  
※賃貸住宅の場合も土地・建物の所有者の同意があれば設置できます。  
**助成額** 購入金額の3分の2またはタンク容量（ℓ）×2000円のいずれか少ない方の額（上限4万円）  
**申込・問合せ先** 11月30日までに上下水道課 ☎（275）6419へ

## 参議院議員通常選挙における一部投票所の変更

コミュニティセンターのリニューアルオープンに伴い、第2投票区の投票所は、旧高陽幼稚園からコミュニティセンターに戻りますので、ご注意ください。

**問合せ先** 選挙管理委員会事務局

☎（275）6472



## 18歳から一人で契約できる！

大人になると、保護者の同意なく自分の意思で、様々な契約ができるようになります。

- ・契約とは法的な拘束力を持つ約束で、基本的に一方の都合だけでやめることはできません。
- ・未成年が保護者の同意を得ずに契約した場合は、民法で定められた未成年者取消権が行使できますが、大人になって契約した場合は行使できません。
- ・新成人、特に18歳で大人になる人たちは、社会経験がまだ浅く様々な勧誘のターゲットになる可能性が懸念されています。

消費生活センターだより  
Consumer service center newsletter



©Kurosaki Gen



契約するかどうか、誰とどのような内容ややり方で契約するかは、自由に決めることができます。自分にとって本当に必要な契約か、内容を理解し、よく考えて納得したうえで決めることも大切です。

自分の判断だけで契約できるようになりますが、守るべき義務も発生します。自由には責任が伴うことを自覚しましょう。



2022年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。これにより、18歳で、法律上は大人として扱われるようになります。

困ったときは、  
消費生活センターへ  
☎（267）5501

場 所 市役所本館2階  
時 間 9：00～16：45

休館日 土・日曜日、祝日

※休館日は「消費者ホットライン」☎188へお問い合わせください

みんないっしょに生きる社会を

## まっぼっくり

## 若年層に対する性犯罪・性暴力

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたる重大な悪影響を及ぼすものです。特に10代・20代の若年層を狙った性犯罪・性暴力は、その未熟さに付け込んだ許しがたい重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

- ・さまざまな性犯罪・性暴力の例として、
- ・ SNS を利用した性被害
- ・ 酔わせて性的行為を強要
- ・ レイプドラッグ

※飲食物に混ぜて、相手を抵抗できない状態にして性的行為をする目的で使われる睡眠薬等の薬物

- ・ JKビジネス
  - ・ AV出演強要
  - ・ 痴漢
  - ・ セクシアルハラコメント
- などがあります。
- なりすました相手から、言葉巧みに誘導され、自分の裸の画像を送信させられたり、SNS で知り合った相手に誘い出され、わいせつな行為をされたりするなど、SNS を利用した性被害が起きています。
- また、インターネットで「高

収入」、「アルバイト」で検索して見つけた募集広告に応募したら、アダルトビデオの撮影だった被害や、お酒を断れず、飲んでいたら眠くなり、起きたら胸や下半身を触られていた被害もあります。

望まない性的な行為は、どんな理由・相手でも性暴力です。性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないように、性暴力に関する情報をみんなで共有して、社会全体で性暴力をなくしていくことが大切です。

令和4年4月1日から民法の一部を改正する法律により成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。これにより、18歳になると親や監護者の同意を得なくても、一人で有効な契約をすることが可能となり、注意が必要です。契約において、社会経験の少ない未成年者が親の同意を得ずに契約した場合、契約を取り消すことができる「未成年者取消権」がありますが、4月以降、18歳、19歳の人は行使できなくなります。

例えば、お金に困っているなどの理由から、アダルトビデオ

の出演契約を締結してしまったり、JKビジネスでの就労を決めてしまうと、これからは自分の意思で契約したものとされるため、契約を取り消すことが困難となります。

特に春は進学・就職に伴い、若年層の生活環境が大きく変わり、被害に遭うリスクが高まる時期です。

18歳になったら、成年として自らの行動がどういった結果につながるのか、責任をもって考え、契約することが求められます。

あなたの不安に寄り添いながら支援をする、公的な相談窓口があります。

電話 #8891

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター  
チャット相談「Cure time」  
性暴力に関するSNS相談キ  
ュアタイム

性暴力の悩みをひとりで抱え込まないでください。ためらわずに、ご相談ください。

人権推進課

☎ (275) 6279

## 交換期間

6月2日<sup>木</sup>～8日<sup>水</sup> 9:30～16:30

会場：市役所（別館1階）

感染拡大防止のためにご協力ください

- ・体調不良時の来場自粛
- ・筆記用具持参
- ・マスクの着用
- ・持ち帰り用袋
- ・ソーシャルディスタンスの確保

令和3年度の余った無料普通ごみ処理券を  
日用品と交換します！

令和3年度の無料普通ごみ処理券（緑色）を使い切らずに残されている場合、15枚（1シート）をトイレトペーパー2ロールに、30枚（2シート）を30リットルのごみ袋1セット（10枚）に交換します。なお、15枚（1シート）に満たない場合でも、8枚以上あればトイレトペーパー1ロールと交換します。

問合先：環境政策課 ☎ (275) 6266